

学校における働き方改革取組方針

大竹市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
大竹市教育委員会

目 次

1	趣旨・目指す姿	1
2	本市の現状	1
3	目標	3
4	計画の期間	3
5	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
6	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 趣旨・目指す姿

(1) 趣旨

大竹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、令和元年6月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定して以降、2度の改定を経ながら、一貫して「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標・成果指標とし、学校全体の働き方改革を進めてきた。

この結果、本方針取組期間の最終年度である令和7年度において、「超過勤務の縮減」については一定の改善が図られてきたものの、未だ目標達成には至っていない。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革や業務改善に向けての取組の推進を図り、本市が「目指す姿」を実現するため、本方針に、より具体的な取組を計画的に進めることを盛り込むことで実効性のあるものに改定するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものである。

(2) 目指す姿

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

2 本市の現状

本方針に基づき、大竹市立学校における教職員の働き方改革や業務改善につながる効率的かつ効果的な取組を検討・実施していくことや、学校の総業務量を意識しながら、普段の改善・見直しを進めていくことなどにより業務量の削減を行い、教員が限られた時間の中で、子供と向き合う時間を確保し、最大限の教育効果を発揮できるような環境整備に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における「子供と向き合う時間の確保」「教職員の時間外在校等時間の状況」の令和7年度の状況は以下のとおりであった。

【「子どもと向き合う時間の確保」の状況】

年 度	小・中学校
令和元年度（肯定的回答）	73.0%
令和2年度（肯定的回答）	67.0%
令和3年度（肯定的回答）	74.1%
令和4年度（肯定的回答）	70.0%
令和5年度（肯定的回答）	72.0%
令和6年度（肯定的回答）	73.0%
令和7年度（肯定的回答）	69.6%

※教育委員会の独自アンケートによる「子どもと向き合う時間の確保ができている」と回答した教職員の割合（管理職を除く）

【時間外在校等時間の状況】

○小学校の状況

年 度	年平均	月45時間を上回る割合
令和元年度	月38.0時間	38.3%
令和2年度	月33.7時間	21.4%
令和3年度	月32.8時間	21.2%
令和4年度	月39.4時間	19.7%
令和5年度	月23.6時間	20.0%
令和6年度	月33.7時間	26.8%
令和7年度	月31.3時間	21.9%

○中学校の状況

年 度	年平均	月45時間を上回る割合
令和元年度	月55.9時間	78.9%
令和2年度	月53.7時間	57.8%
令和3年度	月57.1時間	59.8%
令和4年度	月61.9時間	69.1%
令和5年度	月57.1時間	59.7%
令和6年度	月58.4時間	63.4%
令和7年度	月54.4時間	59.2%

※教育委員会が導入している出退勤管理システムの集計（年間通じて勤務のあった者）による

子供と向き合う時間が確保されていると感じている教職員の割合については、年度によって変化はあるものの、依然として教職員の約3割が確保できていないと感じていると回答していることは課題と考えている。

また、時間外在校等時間の状況をみると、月45時間を上回る教職員の割合は令和元年度と比較したところ約20%減少しているが、依然として中学校における割合が高い状況であり課題である。

引き続き、本方針に示す取組を総合的に進めていくことが必要である

3 目標

本計画において達成を目指す目標を以下のとおり設定する。（【カッコ内は令和7年度の数値】）

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
【68.1%】
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。【40.8時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。【17.6%】
- ・ストレスチェックにおける「自分の仕事に誇りを感じる」への肯定的な回答の割合を90%とする。【83.9%】

4 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ 国は令和11年度までに教員の1箇月時間外在校等時間を平均

30時間程度に削減することを目標に掲げており、本方針の取組期間についても令和11年度までと設定する。

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

目標を達成するために、本計画期間中の重点事項として、以下の視点で取組を推進する。

- 教職員の業務量の適正化
- 教職員が業務を効率的に行うことのできる環境整備
- 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

推進に当たっては、教職員の総業務量を把握し、その状況を踏まえて、業務量の適正化を図るとともに、在校時間の長時間化を防ぐための環境整備等の必要な取組を行っていく。

(1) 教職員の業務量の適正化

◇業務内容の見直し

- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

◇校務のDX化

- ・ デジタル技術の活用により、出欠確認や保護者連絡などの校務を効率化し、校務のDX化を推進する。

◇勤務時間外の電話対応

- ・ 勤務時間外の電話対応時間を設定し、保護者等に対し周知徹底を図る。

◇部活動の地域展開

- ・ 部活動については、国の方針である「改革実行期間」内に、原則、休日の全ての部活動の地域展開の実現を目指す。また、平日の部活動については、課題を解決しつつ更なる改革を推進する。

◇通学路の見守り活動

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、保護者や地域住民による児童生徒の登下校時における通学路の見守り活動を推進する。

(2) 教員が業務を効率的に行うことができる環境整備

◇授業時数の標準化、教育課程の見直し

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

◇支援が必要な子供・家庭への対応

- ・ 子供を取り巻く様々な課題等に対応するため、大竹市こども相談室の専門スタッフの配置等、支援の維持・充実を図る。

◇学校 I C T 環境の保守管理及び運用支援

- ・ 委託業者による日常的な保守・管理を行うとともに、学校の実態に応じた I C T 支援員による支援を実施する。あわせて、校務支援システムや汎用クラウドツールの活用、授業における I C T の活用、学校ホームページの作成、児童生徒のアカウント登録・更新に係る支援等を行うことにより、教職員の業務負担軽減を図る。

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能を活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇個別の支援が必要な児童生徒等への対応

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働できる支援体制を構築する。
- ・ 各学校の実態に応じて、特別支援教育支援員や学級支援員を配置し、児童生徒への支援に係る教職員の負担を軽減する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

◇労働安全衛生体制の確保

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に管理職、医師等による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して、職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

◇年次有給休暇の取得促進等

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 関連する取組

- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議や地域学校協働活動との連携等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(2) 今後のフォローアップ

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時

間の状況を把握し、毎年度、大竹市のホームページで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、学校で実施している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。